

# 点検して不安をあおる 『点検商法』に注意してください

## 『点検商法』とは

住宅の屋根、床下、排水管、給湯器などを『無料で点検します』などと言って突然家へ来て、点検をした結果、状態が悪いなどと不安をあおり、強引に工事や高額な住宅設備機器などの契約をせまる商法です。

具体的には「屋根が浮いている。このままでは雨漏りして大変な事になる。」「床下の湿気がひどい。工事がすぐに必要。」「給湯器が劣化している。このままだと故障する。」などと言い不安をあおります。



## トラブル回避のアドバイス



### ■「無料で点検する」などと突然訪問されても、対応しない

点検場所は屋根や排水管など、消費者が自分で簡単に確認できない場所なので、点検箇所をわざと壊して写真を撮り工事を勧誘するなど、さらに悪質なケースも見られます。



### ■点検後に修理などの契約を勧められても、その場で契約しない

住宅関係の工事や設備は高額になる場合が多いので、必ず複数の事業者から見積りを取り、また、本当に必要な工事なのかしっかり聞いて、納得してから契約しましょう。



突然の訪問で契約をした場合や、来訪を依頼した内容と違う契約をした場合など、クーリング・オフができる場合があります。クーリング・オフとは、不意打ち的な勧誘などで契約をした場合、一定期間であれば無条件で解約や申し込みの撤廃ができる制度です。期間は取引方法によって異なりますので、困ったときは消費生活センターまでご相談ください。

特に高齢者に被害が多く報告されています。家族や周囲の人は、不審な事業者が出入りしていないか、見慣れない書類や名刺などはないかなど、身近な高齢者の様子に気を配りましょう。



太宰府市消費生活センター

☎092-921-2121 (内線 348)

【相談日】毎週月～金曜日(年末年始、祝日を除く)

【時間】9:30～12:00/13:00～16:00

【相談方法】電話(面談相談も可)※予約不要

【場所】市役所2階 消費生活相談室